

# 長澤運輸事件とハマキョウレックス事件の最新判例解説

～各事件の実務的留意点に加え「同一労働同一賃金ガイドライン案」の内容を考察～

「無期雇用」である定年前の正社員と「有期雇用」である定年後再雇用者との間の賃金の相違が労働契約法20条違反であるとして争われた「長澤運輸事件」と、有期契約である契約社員には支給されず無期契約の正社員にのみ支給される手当の一部が労働契約法20条に違反するとされた「ハマキョウレックス事件」の最新判例を詳しく解説いただき、定年後再雇用制度や賃金制度の運用上の実務的留意点のほか、12月20日に政府から示された「同一労働同一賃金ガイドライン案」の内容を考察いたします。

**日時** 平成29年2月13日(月)  
14:00～16:00 (受付開始:13:30～)

**場所** 産業貿易センタービルB1F B102号室  
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル 地下1階

**講師** 第一協同法律事務所  
弁護士 山畑 茂之 氏

**講義内容** (予定概要)

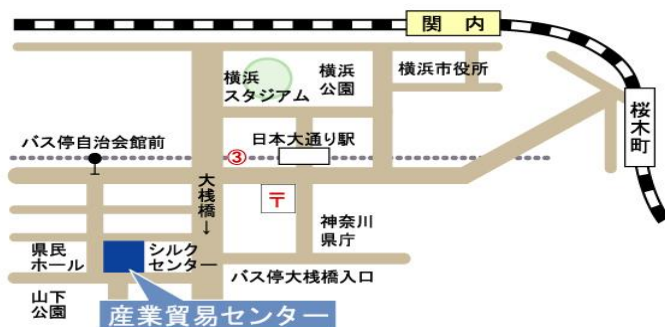
1. 問題の背景と事案の概要
2. 判決の内容を検討  
労働契約法20条違反の有無について  
(1)「期間の定めがあることにより」の解釈  
(2)労働契約法20条の判断枠組み  
(3)高年齢者雇用安定法により義務付けられる雇用について  
(4)本件相違の不合理性についての検討 ほか
3. 判決の内容を反映した実務対応の留意点
4. 「同一労働同一賃金ガイドライン案」の考察
5. その他、質疑応答

**【申込方法】** ◇下記枠内にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。  
◇参加証は発行いたしませんので、当日会場へお集まり下さい。

**【注意事項】** ◇締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

**参加費** 労働法研究会員 : 無料  
人事制度研究会員 : 無料  
当協会会員 : ￥5,000-  
非会員 : ￥10,000-  
※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。  
※すべてテキスト代・消費税込み

**会場案内** JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分  
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F  
TEL.045-671-7060, FAX.045-671-7087, 担当: 深澤, <http://www.kana-keikyoo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087

平成 年 月 日

×切: 2月9日(木)

労務委員会 & 労働法研究会 & 人事制度研究会 申込書(実施日2/13)

h0

会社事業所名		いずれか該当に○印	
		労働法研究会員・人事制度研究会員・会員・非会員	
住所		TEL	FAX
〒			
申込者所属役職	申込者氏名	申込者E-mail	
参加者所属	参加者役職	参加者氏名	参加者ふりがな
上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。			

【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)